

(別紙様式)

箱根町立小・中学校統廃合準備委員会検討部会の会議結果概要報告書

平成19年11月20日

部 会 種 類	設備・備品調整検討部会（第8回）
開 催 日 時	平成19年11月19日（月） 15時00分～17時00分
開 催 場 所	分庁舎4階 第6会議室
出 席 者	代表：温泉小学校高梨校長
	箱根小学校竹内教頭、箱根明星中学校小野教頭、
	湯小：蒲田、温小：藤原、宮小：加藤、箱小：熊坂、
	湯中：今野、明中：池之谷、仙中：下田
	事務局：鈴木担当課長、木辺主幹、関田主査、大津主査
議題及び検討 調整結果等の 概 要	【協議事項】 1 文書の移管方法について 2 備品リストについて 3 備品登録票について 4 図書の移設について 5 不用品の処分について 6 校長写真、トロフィー等の取り扱いについて 7 その他
	【確認事項】 1 文書（保存文書）の移管方法について (1) 19年度文書については、3月27日（木）以降統合校へ運ぶ。 (2) 18年度以前の文書で既に箱に入っているものについては、統合校での保管場所が確保できていれば事前に運ぶこととする。 (3) 18年度以前の文書で、平成19年度末で保存期間が終了するものは、当面教育委員会で保管しておく。（4月以降廃棄する。） (4) その他 ア 閉校校へ直接送られてくる郵便物等について、3月中は学校に、4月以降は教育委員会への転送とする。また、電話も同様に転送とする。 イ 文書遞送は、3月24日（月）を最終とし、以後は教育委員会で確認の上、必要に応じ別途送達する。 ウ 19年度文書に「2年保存文書」を加える。 2 備品リストについて (1) リスト中に記載してある統合校における搬入する「階」・「室名」の確認と未記入個所への追記を11月26日までをお願いすることとした。 (2) 移設するロッカーの中の文書については、教育委員会から「移設する備品の中は空にしておく」旨の通知を出すこととしたもの。 3 備品登録票について 確認事項は特になし。 4 図書の移設について (1) 統合校において、希望する図書（ジャンル）を挙げてもらう。 (2) その後、新校の図書主任が廃校（小学校は小学校、中学校は中学校）を見てまわる。 (3) 上記については、高梨代表から次回校長会（12月3日）に打診することとした。

- 5 不用品の処分について
確認事項は特になし。
- 6 校長写真、トロフィー等の取り扱いについて
確認事項は特になし。
- 7 その他
 - (1) 閉校校の備品は、統合校が優先的に移設先となっているが、既存校において、統合校への移設後に改めて残りの備品の中から必要な備品を4月1日以降に取りに行くことが可能かどうかとの質問があったが、閉校校・付帯施設は4月以降は普通財産に移管する見通しのため、新しい管理者と方法・時期等を調整する時間をもらうこととした。
 - (2) 児童・生徒の名前のゴム印は、児童・生徒に渡さずに統合校に引き渡すこととした。
 - (3) 指導要録の修正に使用するゴム印は、教育委員会で作成することとした。(旧校がゴム印を押して新校へ渡すもの。)
 - (4) 統合校の「学校長之印」「学校の印」についても教育委員会で作成するもの。
 - (5) 当検討部会とは別に、事務職を対象に「通学費補助金に係る説明会」を設けることとした。(現在、当該要綱の改正について決裁中であることから、決裁後、日程調整をし年内の開催を予定するもの。)

【今後の検討課題】

- 1 不用品の処分について
 - (1) 不用品の集積場所の確保及び閉校校の普通財産移管後の残存備品の移管について、検討を要すもの。
- 2 備品登録票について
連番ラベル作成に高額の費用を要することから、別の品物・方法がないかを教育委員会で更に検討を要すもの。

【協議した主な内容等】

- 1 文書の移管方法について
 - (1) 19年度文書については、3月27日(木)以降統合校へ運ぶ。
 - (2) 18年度以前の文書で既に箱に入っているものについては、統合校での保管場所が確保できていれば事前に運ぶこととする。
 - (3) 18年度以前の文書で、平成19年度末で保存期間が終了するものは、当面教育委員会で保管しておく。(4月以降廃棄する。)
 - (4) その他
 - ア 閉校校へ直接送られてくる郵便物等について、3月中は学校に、4月以降は教育委員会への転送とする。また、電話も同様に転送とする。
 - イ 文書遞送は、3月24日(月)を最終とし、以後は教育委員会で確認の上、必要に応じ別途送達する。
 - ウ 19年度文書に「2年保存文書」を加える。
- 2 備品リストについて
 - (1) リスト中に記載してある統合校における搬入する「階」・「室名」の確認と未記入個所への追記を11月26日までをお願いすることとした。
 - (2) 移設するロッカーの中の文書については、教育委員会から「移設する備品の中は空にしておく」旨の通知を出すこととしたもの。
- 3 備品登録票について
各校1～10,000の連番を付したものを4校分(1中3小)作成すると総額で180,000円程度必要となる旨の状況説明をしたもの。

4 図書の移設について

- (1) 統合校において、希望する図書（ジャンル）を挙げてもらう。
- (2) その後、新校の図書主任が廃校（小学校は小学校、中学校は中学校）を見てまわる。
- (3) 上記については、高梨代表から校長会に打診することとした。

5 不用品の処分について

- (1) リサイクル品については、現在各校から提出されたリストにより、平成20年度予算に要求するため、リサイクル料金の積算をしている。
- (2) 各校で発生する不用品を、期間を限定して一箇所に集積できるような場所の確保を検討する。そうすれば、統合校への備品移設後に既存校や教育委員会以外の部署、更には他の団体等から要望があった際に判別しやすく、最終的に廃棄する際も各校を回って回収することもなくなると考えられるものである。

6 校長写真、トロフィー等の取り扱いについて

取り扱いについて、校長会へ相談中である旨の状況を報告したもの。
なお、希望として「統合される各校のものを、例えば旧温泉小学校の教室を利用し、旧学校別の資料室として保管するなどの対応は出来ないか。」との意見があった。

7 その他

- (1) 閉校校の備品は、統合校が優先的に移設先となっているが、既存校において、統合校への移設後に改めて残りの備品の中から必要な備品を4月1日以降に取りに行くことが可能かどうかとの質問があったが、閉校校・付帯施設は4月以降は普通財産に移管する見通しのため、新しい管理者と方法・時期等を調整する時間をもらうこととした。
- (2) 児童・生徒の名前のゴム印は、児童・生徒に渡さずに統合校に引き渡すこととした。
- (3) 指導要録の修正に使用するゴム印は、教育委員会で作成することとした。（旧校がゴム印を押して新校へ渡すもの。）
- (4) 統合校の「学校長之印」「学校の印」についても教育委員会で作成するもの。
- (5) 当検討部会とは別に、事務職を対象に「通学費補助金に係る説明会」を設けることとした。（現在、当該要綱の改正について決裁中であることから、決裁後、日程調整をし年内の開催を予定するもの。）

【次回開催】

後日、別途調整するもの。（備品移設業務委託の入札後の日で調整）

以 上